

# 福井県PTA連合会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は福井県PTA連合会と称し、事務局を福井市下六条町 14-1 福井県生活学習館 2 F に置く。

第 2 条 本会の目的は次のとおりとする。

本会は児童・生徒の幸福のために、保護者と教師が協力して、健全なPTA活動を推進するため、県内PTAの相互の密接な連絡協議を目的とし、厳正中立と自主性を堅持する。

第 3 条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

1. 各单位PTA及び郡市連合会並びに各ブロックの緊密な連携をはかり、その活動伸展をたすける事業
2. 家庭及び社会教育の振興に関する事業
3. 児童・生徒の福祉に関する事業
4. 学校教育の振興に関する事業
5. その他教育振興に必要な事業

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会は、本会の趣旨に賛同する単位PTAによって構成する。

2. 本会は、その目的を同じくする関係組織（公益社団法人日本PTA全国協議会及び東海北陸ブロックPTA協議会）へ加入する。

第 5 条 本会の会員は平等の義務と権利を有する。

## 第 3 章 役 員

第 6 条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	8 名以上 10 名以内
常任理事	若干名	理 事	若干名
		監 事	2 名
参 与	若干名	顧 問	若干名

第 7 条 役員は別に定める役員選出規定により選出する。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

3. 常任理事は会長を補佐し理事会の委任を受けて会務を処理する。
4. 理事は理事会を構成し、本会の会務に関する重要事項を審議決定する。
5. 監事は本会の会計を監査する。
6. 参与は常任理事会及び理事会に参画し、その会務を補佐するとともに、その要請に応じ、単位P T Aおよび郡市P T A連等の研修活動の助言にあたる。
7. 顧問は本会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。

第 9 条 役員の任期は、1 年とする。但し再任を妨げない。欠員の補充者の場合は、前任者の残任期間とする。

- 第 10 条 1 郡市連合会あたり理事は1 名以上とし、参加単位P T A会員数に応じて決定する。
2. 女性理事の選出・参加を促す。

#### 第 4 章 会 議

第 11 条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会

第 12 条 総会は本会の最高決議機関である。

第 13 条 総会は構成員の3分の1以上の出席によって成立する。

第 14 条 総会は年1回、5月末日までに開催するほか、必要に応じ理事会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

代議員10分の1以上の要求があった場合、会長の名において、総会を開催しなければならない。

第 15 条 総会は理事および単位P T Aの代表者をもって構成する。総会に出席する代表者は各単位P T Aより1名とする。但し欠席の場合は委任状をもって出席とする。

第 16 条 会議は会長が召集してその議長となる。但し総会の議長は単位P T Aの代表者より選出する。

第 17 条 会議の招集は会議より7日以前に会議の目的事項、日時、場所を記載した書面をもってこれを召集する。但し緊急を要する場合は、この期間を短縮し、便宜な方法で召集することができる。

第 18 条 1. 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、総会提出議題以外は総会に代わり理事会で決することができる。

2. 理事会は会長、副会長および理事をもって構成し、3分の1以上の出席をもって成立する。
3. 理事会は会長が必要と認めたとき、また構成員の3分の1以上の請求があった時、これを開催する。
4. 理事会は役員に欠員が生じたときは、別に定める役員選出規定にかかわらずこれを補充することができる。

第19条 常任理事会は本会の決議に基づく執行機関であり、会長、副会長、各委員長をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを召集する。

第20条 会議の決議を要する事項は総会、理事会、常任理事会において出席した構成員の議決権の過半数をもってこれを決する。但し、可否同数なるときは裁定を議長に一任するものとする。尚、会則の改廃報告は総会において出席した構成員の議決権の3分の2以上をもって決する。

第21条 総会においては、次に掲げる事項を決議するほか、各郡市連合会より提出事項の研究討議をする。

1. 前年度の事業・決算報告および承認
2. 本年度の事業計画および予算の承認
3. 会則の改廃
4. 役員への報告承認
5. その他の重要事項

## 第 5 章 委 員 会

第22条 本会に次の委員会を置く。

1. 総務委員会（総務・財政・安全会関連・その他）
2. 生涯学習委員会（研修会活動・その他）
3. 環境委員会（環境浄化活動・その他）
4. 広報委員会（機関紙・新聞発行・調査資料・その他）
5. 子育て委員会（子育ての研修活動・保健・給食・その他）

第23条 1. 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。  
2. 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。  
3. 委員会の委員長はブロック長の推薦による。  
4. 各委員会には副委員長2名を互選する。

第24条 本会は、この活動に特別の必要があるときは理事会の議決により特別委員会を置くことができる。

第25条 特別委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。特別委員会の構成など必要事項は理事会で定める。

第26条 委員会はそれぞれの所掌事項について調査研究するほか、この会の主催する各種委員会の立案および実施に協力する。

第27条 委員会は委員長が必要と認めたとき、召集する。

## 第6章 事務局

第28条 本会は事務を処理するため事務局に事務局長並びに事務職員若干名を置く。

## 第7章 会計

第29条 本会の事業年度は1年とし、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終了する。

第30条 本会の経費は各单位PTAの負担金および本会の活動によって生じた収入および寄付金をもって支弁する。

第31条 監事は本会の会計を監査し毎年総会において、その監査結果を報告しなければならない。

第32条 各单位PTAの負担金は毎年5月1日現在の児童・生徒数を基準として算定し、その金額の決定は総会の決議を得なければならない。

第33条 各单位PTAの負担金は各郡市連合会事務局ごとに一括し、7月31日までに本会事務局へ納入するものとする。

## 附 則

第34条 本会の運営に関し、別に規定を定めることができる。

第35条 規定の改廃は理事会の3分の2以上の同意をもって行なうことができる。

第36条 本会則は、昭和27年6月16日より施行する。

昭和28年7月18日一部改正	昭和29年5月29日一部改正	昭和32年6月8日一部改正
昭和39年5月24日一部改正	昭和42年5月13日一部改正	昭和46年5月8日一部改正
昭和47年5月16日一部改正	昭和48年5月19日一部改正	昭和49年5月18日一部改正
昭和55年5月9日一部改正	昭和57年6月4日一部改正	昭和60年5月17日一部改正
平成5年5月18日一部改正	平成7年5月17日一部改正	平成9年5月17日一部改正
平成12年5月27日一部改正	平成16年5月29日一部改正	平成17年5月28日一部改正

平成 18 年 5 月 27 日一部改正 平成 24 年 5 月 26 日一部改正 平成 27 年 5 月 30 日一部改正  
平成 28 年 5 月 28 日一部改正 平成 30 年 5 月 26 日一部改正